慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	報告二：実学・ 法学・ 時間・ 距離：科学としての法学とその条件
Sub Title	
Author	大屋, 雄裕(Oya, Takehiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2017
Jtitle	法學研究：法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.90, No.12 (2017. 12) ,p.139- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：平成二九年度慶應法学会シンポジウム 大阪と実学
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20171228-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

報告二

実学・法学・時間・距離

――科学としての法学とその条件――

大屋雄裕

●実学と大阪、と法学？

このテーマを聞いた際に覚えたいくつかの当惑について述べることから始めよう。第一に、法学が実用性を有するという意味における実学であることは常識的な事実であり、いまさら議論すべきことではないのでないかという問題が考えられるだろう。たとえば慶應義塾大学法学部のウェブサイトにおいても、もっとも基本的なメッセージの一つとして、法・政治と社会の連続性が謳われている。法学はまさに社会を理解し操作するための実用の学であり、だからこそたとえば就職市場においても高く評価されているのだという理解は、法学部においてごく一般的なものだと言えるのではないか。

もちろんこの裏側として、その内部における筆者、あるいは担当科目である法哲学・基礎法学の位置はどうなのかという問題も指摘することができる。実定法学が社会の現実と直結した実学だとすれば、そこから距離を置いて短期的な利活用の可能性を標榜しない基礎法学は「虚学」、非実学ないし反実学ですらあるものかもしれないし、だからこそ、いわば法学の実学性を相対化・脱色する機能を期待されていたのではないか、という指摘もあるだろう。だとすればその立場から実学を論じるのはまさに概念矛盾ではないか、との疑念も浮かぶ。

第二に、大阪という問題。我々が一般的と想定している法秩序は、特に日本のような単一国家においては

全国一律に妥当し適用されるものであり、大阪固有の問題や特徴というものは本来想定されていないのではないだろうか。日本国憲法九五条が定める「一の地方公共団体のみに適用される特別法」も戦後わずか一六例のみしか存在せず、しかも大半は「国際観光温泉文化都市建設法」といった振興法であり、その例も一九五二年に伊東市を対象とした「伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律」（昭和二七年法律三一二号）が成立して以降は途絶えている。要するにこのような特別法制度は憲法制定後わずか六年あまりの生命しか持たなかった死せる存在であり、逆に言えば我が国の法制度は単一法域の維持をそこまで強固に前提してきた、国家全体に一般的な法規範が妥当することを想定してきたということになるのかもしれない。この意味で「実学と大阪」という問題を法学の観点から語ることには二重三重の困難がある、ということになるのではないだろうか。

●実学の意義

だが問題はまず、ここでいう実学の意義にあるだろう。今年度の大学入学式における清家篤・前塾長の式辞でも指摘されている通り、「慶應義塾紀事」において福澤諭吉が用いた「実学」という言葉には、「サイヤンス」と読み仮名が付されている――「本塾の主義は和漢の古学流に反し、仮令ひ文を談ずるにも世事を語るにも西洋の実学（サイヤンス）を根拠とする」[1]。

『福翁百話』の第三三話「実学の必要」において福澤が、当時の社会では一般的であった学校教育批判を念頭に置いて、次のように反論していることも注意に値するだろう――「文明の実学誠に実なりと云うも唯（ただ）事物の真理原則を明（あきらか）にしてその応用の法を説くのみ。仮令（たと）い実地の脩業と云うも、学校の内に居て人事の実物に当らざる限りは、俗に云う畑水練（はたけすいれん）の名を免（まぬ）かれざればなり」。たしかに学校での教育は実地での経験そのものではなく、したがってたとえば丁稚奉公から始めた叩き上げの人材に出し抜かれたり騙されたりすることが、あるいはあるかもしれない。しかし「碁将棋の定席、槍剣術の形は、この芸道の根拠本義にして、実地に当り縦横無尽の活動もその本は一なり。故にこの本義を知らざる者は所謂田舎漢（いわゆるいなかもの）にして、到底達人の段に進むを得ず、古今に争うべからざる事実なり」[2]。実地での経験一筋で環境の多様性や時代の変化に対応

することには限界があり、その壁を乗り越えるためには学校で学び取る「実学」、世界の真理と事物の本性に関する理解が必要になるのだと、そのような形で福澤は慶應義塾が目指した教育の価値を擁護しようとしたのである。

時々刻々の状況によって変化するような技術（テクニーク）と区別して、世界の真理の究明とそれによる本質的な理解の獲得こそが福澤の目指した実学であるとすれば、それをアリストテレスはおそらく理論知（エピステーメー）と呼んだであろうし、真理の探究の学としての「愛知」（philosophia）すなわち哲学の起源もそこに求められることになるだろう。そしてそれらに対応する現在の語彙は科学そのものであり、実学としての法学という問いもここで法学の科学性という、我々にとって見慣れた問いへと姿を変えることになる。

●科学としての法学の価値

もちろんこの問いが我々に親しいのは、それに対する疑問が従来から繰り返し提起されてきたからに他ならない。その古典的な例として知られているのがたとえばユリウス・キルヒマン（一八〇二―八四）による『科学としての法学の無価値』であろう。[3] 一九世紀を生きたキルヒマンは、ベルリン刑事裁判所の検察官を務めていた一八四八年にベルリン法律家協会においてこのタイトルで講演し、法学の客観性・科学性を完全に否定しようとしたのである。講演の内容は同年に出版され、特にその「立法者に三つの訂正の言葉があれば図書館全体が反故と化する」という言葉は広く知られることになった。法学の対象である実定法は人為によってたやすく変化するものであり理論的・科学的な認識の対象ではない。したがって法学も全体として客観的・普遍的な真理とは無縁なものに過ぎないのだというキルヒマンの告発――「法律家は腐った木によってのみ生きる芋虫であり、健康な物体をその内部に彼らが巣を営む病んだものへと変えてしまう。偶発的なものを対象とすることによって、それは自らを偶発的なものにしているのだ」――は、それ以降の多くの法律家を刺激することになった。

だが念のために言えば我々はここで、キルヒマンが問題にしたのがこのような意味における対象の可変性だけでなく、立法者の不知・軽率・激情や民衆の感情との乖離であったことに注意すべきだろう。実のとこ

ろ彼は、法の自然的な進歩を法学が操作していること、自然法を実定法が抑圧していることを問題としているのであり、サヴィニーを肯定的に引用していることから見ても、あくまで当時のドイツの政治状況を前にした法典編纂運動と歴史法学派の文脈で読まれるべきなのかもしれない。法学の非科学性に対抗する手段として彼が、最低限の立法に人民による判断を加えた「衡平法」的なあり方を提案していることは、その一つの証左となるだろう。彼にとっての問題はあくまで法律家集団により操作される実定法、あるいは概念法学だったということになるのではないだろうか。

●科学としての法学の可能性

いずれにせよ、キルヒマンが提起したような問題意識は、一九世紀後半から二〇世紀にかけて「科学」という言葉が高貴と栄光を帯びていた時代において、多くの法学者に自らの営為に対する反省を促すことになったとは言えるだろう。法学が客観的・普遍的な科学ではないとすれば、法にまつわる事柄のすべては認識ではなく意思の世界、政治的な行為との連続性において捉えられることになるのではないか、というわけだ。そしてドイツにおいてこの問いに答えようとする一つの試みがハンス・ケルゼンによる「規範科学としての法学」（Rechtswissenschaft als Normwissenschaft）の提唱であり、我が国では戦後の第一次法解釈論争において来栖三郎が行なった同様の問題提起に対する川島武宜の応答、すなわち「科学としての法学」だったのではないだろうか。

すなわちケルゼンは、事実と規範が根本的にその性質を異にするものであり、前者が普遍的・客観的にすべてのものに対して妥当するのに対し、後者はそれを規範として承認するものに対してしか妥当せず、したがって決して普遍性を持たないという認識論に立脚し、両者を扱う方法論が根本的に独立だとする方法二元論に立ちながらも、その規範性を受け入れるものにとって規範同士が持つ論理的関係を明らかにすること、優劣や妥当の関係を明らかにすること、あるいは前提としての規範と事実の境界線を明らかにすることは科学として成立すると主張したのであった。そこでは、事物を対象とする自然科学とは異なり言語による構築物を対象にするという性質を帯びながらも客観性を持つ法学――規範の問題をあたかも事実問題のように偽装

するイデオロギーなどを排除した規範の科学としての『純粋法学』が構想されていたのである。[4]

川島武宜による「わく」の理論もまた、文字通り『科学としての法律学』の可能性を確保しようとする企てだったと言うことができる。[5] 正しい法解釈は一定の枠組の内部で複数存在し得るようなものであり、そのなかから特定のものを選択することは主観的な価値判断によるしかない。にもかかわらず、それをあたかも確定的な・客観的な真実であるかのように主張する法律家の営為は「威武高」で「気の弱い」、「虚偽で無責任」なものだとする来栖の嘆息[6]に対して川島は、価値判断のより良い材料を提供し得る点に科学としての法律学の存在意義を主張したのであった――「科学としての法律学が発言しうるのは（……）価値判断と価値との関係、価値と価値体系との関係（……）価値体系の社会的＝経済的＝政治的基礎（……）、社会の発展法則にもとづいてどの価値体系が将来支配的のものとなるであろうか、等がそれである」。なぜなら、それらは「個人の信念や願望によってでなく、諸々の経験的事実によって検証しえられるものであり、そのような結論を求めることが科学の任務であるからである」[7]（以下、傍点は原文）。そして川島はここから、科学としての法律学の可能性を予見と指導に見出そうとしたのであった。「既存の価値体系の構造やまたそれにもとづく諸々の価値判断の相互関係を明らかにすることによって、人は（……）将来裁判所によって与えられるであろうところの価値判断を予見することができる。また（……）、価値体系の方向へ立法や裁判を指導することができる」。[8]

●科学としての法律学の限界

だがそれは同時に、科学的・合理的に行なうことができるのは予見と指導までであり、言い換えればその外側の領域、決断や選択が排除されなくてはならないということを意味しているだろう。それは政治的なプリファレンスによって行なわれる非合理的・非科学的なプロセスにとどまるというのが川島の結論であったとするならば、[9] 法学が福澤の意味における実学――実社会における判断を指導するよりどころとなるべき理論知の完全なものには、ついになり得ないということを意味しているのではないだろうか。

ケルゼンの場合においても同様に、「純粋法学」と

いう言葉自体が純粋ならざるもの、科学ならざる法学の領域の存在を想定していたということになるだろう。そこは、あるいはイデオロギーに左右される政治的領域であり、そのような現実的決断から距離を置くことによってのみ法学は科学たり得るのだとするならば、逆に法学全体ないし法学一般はついに科学ではないということになるのではないだろうか。

その原因を、H・L・A・ハートが指摘した内的観点と外的観点の区別によって考えることができるだろう。主著『法の概念』[10]においてハートは、既存の法が規範性を有するということ、自らを含めた社会に対して妥当しているということを前提として引き受けるような法の内的観点と、それを引き受けることなく純粋に外部から――たとえばアリの動きを観察する昆虫学者のように――法にまつわる事態を記述する外的観点が区別されると指摘し、かつ一般的には法律家の作業を内的観点に立つものと整理したのであった。ハートによれば法とは権利義務を規律する一次ルールと、たとえば制定改正手続のように一次ルールに関するルールである二次ルールが結合したものである。社会のなかで法の運用を現実に担当する存在としての法律家はここで、何が一次ルールとして妥当するかを判断し（承認のルール）、実際の事態へと適用することによって（裁定のルール）、法システムの中核を担っている。だからこそ彼らには、法システムへのコミットメントが求められ、逆に言えば特定の立場を選択することが必要となるのだろう。

そもそもなぜ決断の恣意性が問題になるかといえば、それは一定の結論を限られた時間と資源の範囲内で選択することが法システムにより求められているからだ、ということになるのではないだろうか。たとえば来栖の議論をもとにして、実定法規範から可能な解釈が一定の枠の範囲までしか特定できなかったとしよう。「だからそこまでだ」あるいは「これ以上の結論は出せない」と言うことができるとすれば、決断の持つ主観性が問題になることはなかったのではないか。現に、自然科学領域を典型とする科学的な議論においてはこのような「結論」、十分に結果が特定されていないとか一定の確率分布までしか求められないといったことは、当然のように許されているだろう。

なぜ法律家には同様のことが許されないのだろうか。それは端的に言えば我々が裁判を拒絶することができ

ないから（憲法三二条「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」）、特に刑事裁判では「公平な裁判所の迅速な公開裁判」（憲法三七条一項）が保障されているように、現実の人間の人生がそこに委ねられている以上は有限の時間・資源の範囲内で可能な限り正しいと思われる結論を導かなくてはならないのであり、哲学のように普遍の真理を求めて永遠の努力を続けることなどできないから、ということになるのではないだろうか。

仮にこの考え方が正しいとすれば――法学、特に我が国の法というように規範性の位置を引き受けている実定法学は必然的に科学でない、あるいはそこに一定の超えられない限界があるということを、我々は引き受けなくてはならないのではないか、とも思われる。

●法整備支援という外的視点

だがそのことは同時に、そのような法システムへのコミットメントを伴わない領域においては法の科学的研究が可能になることを意味してもいるだろう。ここでたとえばそのような研究・実践の一つが、その中心をまさにこの大阪に置いていることが想起される。それはすなわち、他国の法制度に関して批判的観点から分析・提言する営みとしての法整備支援であり、国内にあってその中心となっている大阪中之島の法務省法務総合研究所・国際協力部を意味している。

「法整備支援」とは、広義には、主に先進諸国が発展途上国に対して行なっている、法制度の整備に対する支援を意味する。[11] ここで「法制度の整備」には、特定の法律の起草から制定までの過程に対する立法支援、法制度を実際に運用する人材（裁判官・検察官・弁護士といった狭義の法律家だけでなく、政府内で立法作業・行政に携わる官僚や、ＮＧＯなど政府外で活躍する人材も含まれる）の養成、裁判所の施設や電子機器類を含めた設備の援助など、さまざまなものが含まれる。また人材養成に対する支援手法についても、弁護士養成校・司法官養成校の設立やカリキュラム策定・教材作成といった対象国における協力だけでなく、先進国側の高等教育機関における直接的な受け入れなども考えられる。

その起源は一九六〇年代、アメリカがアフリカ・ラテンアメリカ諸国に対して行なった支援に求めるのが一般的だが、現在のように拡大・発展した背景には

冷戦終結と旧東側諸国の体制転換がある。ロシアのように政治体制の民主化を先行させた国家群であれ、中国のように基本的な政治構造を維持した上で市場経済を導入することを選択した国家群であれ、新しい社会像を支える法的な基礎を欠いているという面では同じ状況にあった。また、東西双方の勢力圏を維持するための支援競争も同時に終結したことにより、カンボジアのように国内紛争を終結させて新体制の建設を進めることへの合意が成立した国家も見られた。これらの国家の体制移行に協力し、人権保障と経済発展の基礎となる法の支配の確立を進めることは先進国の責務と位置付けられ、世界銀行・アジア開発銀行などの国際機関、USAID（アメリカ）・SIDA（スウェーデン）・GIZ（ドイツ）など各国の国際支援機関などによる支援が積極的に進められてきた。六〇年代以来この分野の研究と実践をリードしてきたデーヴィッド・トゥルーベックによれば、「法の支配」を目標として掲げた世界銀行のプロジェクトは一九九〇年以降で三三〇存在し、総額二九億ドルが投じられたという。[12]

我が国もその例外ではなく、特にアジアの体制移行国を対象とした支援を進めてきた。具体的には、ベトナムの民法改正、カンボジアの民法・民事訴訟法制定に対する支援などが挙げられる。いずれも、裁判所・検察・弁護士会という法曹三者の協力により現地に専門家を派遣して起草作業を行なう一方、当該分野の研究者が起草へのアドバイスを与えるとともにセミナー・レクチャーなどを通じて現地側への知識普及に協力し、JICAが財政的・組織的に支えるという形の、総合的な協力による支援が進められた。そのハブとしての機能を持ち、たとえば二〇〇〇年以降毎年「法整備支援連絡会」を開催することによって関係機関の連携を維持してきたのが法務総合研究所の国際協力部であり、二〇〇一年以降は中之島の合同庁舎で活動を続けている。

もちろんなぜ大阪かという疑問に対して明確な根拠を挙げることはできないし、あるいは単に霞ヶ関の庁舎にスペース的な余裕がないというだけのことかもしれない。だが少なくとも国連アジア極東犯罪防止研修所を構成する国際連合研修協力部（東京都府中市）と同様、法務省あるいは法務総合研究所の本体的な業務とは一定の距離があり、ある程度の分離が可能であると判断されただろうことを想定しても差支えないので

はないか。そしてその要因として観点の違い、業務内容の客観性を想定することができるのではないかというのが、ここで問題になろう。

●支援とその正当化

というのは本来、この観点の違いないし国家行政一般との距離という点が法整備支援に関する本質的な問題としてつきまとっていたように思われるからである。そもそもなぜ、先進諸国は途上国の法制度をケアしなくてはならないのだろうか。さきほどはそれを人権保障や経済発展、あるいは法の支配の確立といった美辞で彩られた「先進国の責務」と呼んだが、仮にそのような説明に我ら国民の全員が納得するのであれば、トランプ現象やイギリスのＥＵ離脱（Brexit）は起きなかったのではないだろうか。我ら国民の税金によって支えられた事業として、法整備支援は我ら国民に対してどのような意味を持つのかという（後述する砂原庸介の表現を借りれば「納税者の論理」による）指摘を、単にそのような綺麗事で逃れることは難しいだろう。経済発展が減速し、生活に対する不満感が増大していくなかで、（広義の）政治からの圧力を受けることは避けられない。

しかもこの問題は我が国の場合、相当に深刻なものがある。このような疑問に答えるために、たとえば市場の基礎となる制度が確立されることにより直接投資が容易になるとか、共通の法制度・法文化が移植されることによって契約交渉や予防法務のために見込まれるコストが減少するといったように（その内実が何であれ）国益を持ち出す論法がしばしば用いられるところ、日本の法整備支援は基本的にそのような姿勢を回避しているからである。

実際に弁護士としてカンボジアへの法整備支援に携わった本間佳子はその特徴を、対象国のオーナーシップを重視する支援手法に求めている。[13]「①民法典および民事訴訟法典という国の基本法をほぼゼロから起草したこと、②最高水準及び重層的な日本側の人材提供、③極めて丁寧に時間をかけたカンボジア側との協議及び共同作業、④「紙の上の成果」より「目に見えない知の移転」（人材育成）に重点をおいた支援」が実施されるといったように、現地側との密接なコミュニケーションに基づき、当事者の理解と合意を得ながら草案を形成し、かつその過程で当事者の能力構築を行

なうことが重視されたというのである。

そのことを、結果としての法典からうかがうこともできるだろう。カンボジア民法は形式面においてもパンデクテン方式を採用せず、内容面でも危険負担・解除・瑕疵担保責任等についてウィーン売買条約（国際物品売買契約に関する国連条約）を強く意識し、日本法と異なる規定を採用している[14]。あるいは民事訴訟法において、クメール・ルージュ時代の知識人虐殺に起因する圧倒的な法律家不足[15]という実情に配慮し、裁判所の職権による証拠調べを比較的広く認めている点[16]などにも、現地の状況に合わせた立法という理念を見て取ることができるだろう。

だが、だとすればなぜ、我ら国民はそのような支援をサポートしなくてはならないのだろうか。ヨーロッパ諸国による旧植民地支援（たとえばオランダによる対インドネシア・スリナム支援）であれば、たとえば「植民地支配の負債」[17]といった論理での正当化を試みることも可能だろう。だが我が国の法整備支援は基本的にそのような関係を持たない国々をその対象としており（そのため支援側・対象側が共通の母語を持たないことによる問題にも直面しているのだが）、このような正当化は困難であるように思われる。法整備支援が規範的には望ましい内容を持っているとして、あるいはだからこそ、それと「納税者の論理」をどのように整合させるか、調整するかが問題になるのではないか。

●決定の時間的要素

そこでそれを一般国民の視線から、あるいはそれを媒介する首都圏の主要メディアの視線からある程度隔離した見えない場所へと大切に隠すことが試みられたという可能性を、考えてみてもいいだろう。するとそれは、我が国においてかなりの成功を収めてきたと評価されている犯罪前歴者の更生が、実質的ボランティアとしての保護司の活動を通じて国民から直接は見えにくい場所で行なわれてきたこととも重なるように思われる。

「力こそ正義」（might is right）という言葉には、本当はそうではないのだが所詮この世ではそのようになるしかないという諦観的理解と、力を持つことに成功したこと自体がまさしく正しさを持つことの証であり両者は本質的に一致しているのだという規範的理解があるということは、法哲学者・長尾龍一により指摘さ

れている。民主政についても我々は片方で規範的理解に立ち、人民によって選択されたことこそが正しいのでありそこでの勝者に正統性が与えられることが望ましいと考えているだろう。だがその一方で現実の人民の決断は往々にして近視眼的であり、激情に煽られ、あるいは偏見に左右されていることも認めざるを得ない。その両者を調停するためにたとえば、人権の普遍性に関する（歴史的事実とは無関係の）主張や、憲法は長期的な人民の意思であって短期的にはそのときどきの選挙結果や議会決定に優越するという主張[18]が規範的には展開されてきたのだろうし、制度的には人権保障を民主的統制の及びにくい司法府に委ねるとか、上下両院の任期や解散の有無を差異化するとか、あるいはイタリアやスウェーデンにおける憲法改正手続のように一定の期間をおいた二回の議会議決を求めることで熟慮期間を置くといった対応が取られてきたのだろう[19]。つまりここで我々は、社会的意思決定のさまざまな回路が持つ時間的要素を操作することによって、全体的なバランスを含めた統制を実現しようとしてきたと言えるのではないだろうか。

●時間から距離へ

するとそのとき、東京と大阪の持つ距離についてもまたそのような時間的差異を生み出すものとしての評価が可能になるように思われる。良かれ悪しかれ我が国の政治・行政の中心であり、その限りにおいて日本の統治――社会運営のコントロールという意味においての――と密接な関係を持たざるを得ない江戸・東京から距離を取ることのできる物理的な位置にあり、それゆえに規範性・権力性から離れて愛知としての実学を実践できたことが「実学と大阪」の関係だったのではないだろうか。たとえば江戸時代、官学としての正統性を担った朱子学とは異なる陽明学の学統が関西において発展し（中江藤樹の私塾は近江高島、熊沢蕃山は京都からの追放を経て吉野・木津川に隠棲している）、のちに大塩平八郎へと至ったこと、蘭学・洋学がその流入地であった長崎を経て大坂で適塾として繁栄したことを、その例として想起しておこう。

江戸時代から大阪は「天下の台所」、武士の支配する江戸とは違う町人の街であったという主張も、このような距離感を示すものの一つと考えることができるだろう。たとえば作家・司馬遼太郎――というのは同

時に大阪で生まれ育ち産経新聞大阪本社に勤務した記者・福田定一でもある――は大阪を「町人の共和国ともいうべき」地域と形容し[20]、当時の「大坂では、六、七十万人口の中で武士といえば（……）東西両町奉行所の与力同心がざっと二百人程度の数であった」と述べている[21]。大坂こそは江戸を中心とする封建秩序の外側にあるもう一つの存在、統治への責任や実権とは無縁であり、だからこそそれにとらわれない自由な人々の営みが可能になる場所なのだという主張――「身分意識がうすい。分際をまもろうとはしない。他人をおそれるというところがない」「大阪者の野放図な合理主義精神[22]」――がそこには籠められているだろうし、それを福澤における「実学（サイヤンス）」の可能性として、我々は読むべきかもしれない。

●距離の持つ限界性

だがここで我々が注目すべきことは、これが事実の問題であるというよりは、あるいはそれ以上に、大阪の人々の認識と言説の問題であるということだ。現実の大坂は、幕臣に限定しても老中への重要なステップの一つとして大坂城に詰めている城代や彼に附属する人々（城方と呼ばれる）、摂津・河内から播州にかけての幕領を管轄する代官などが勤務し、彼らの家族や奉公人も住む土地であった。結果として武士階級に属する人々の総数について、『新修大阪市史』の編纂を長く担った渡邊忠司は約一万人、歴史学者・藪田貫は約八千人と推定している[23]。

もちろんこれは（司馬によれば）「百万の市民の中で五十万が武士であったといわれている」江戸と比較すれば人数・割合とも相当に少ないと認めるべきだろうが[24]、同時に司馬やその図式を引き継いだ人々の認識ともまさに桁違いの実態である、と言わなくてはなるまい。そのような認識の契機を藪田は、明治期にいち早い産業革命を迎えた大阪――その象徴が天満の造幣局である――において江戸時代二百七十年が否定の対象として見られたこと、「江戸を〈アンシャンレジーム〉とみて、その下にいた町人を「近代的」勢力、すなわち「近代的市民」の萌芽とみる評価の成立」に求めている[25]。「町人の街」大坂とは、明治以降の首都・東京と距離を取りたい大阪人の意識が生み出したものだ、ということになるのではないだろうか。

行政学者の砂原庸介は、ここで指摘したような東京

との距離という問題が大都市制度をめぐって戦前から存在してきたことを指摘している。[26] 一九一〇～二〇年代、六大都市（東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸）が特別市運動によって拡大する都市への特別権限付与を要求するとともに府県による監督からの離脱を図ったとき、問題になったのはすでに巨大化していた首都であり、他と隔絶した存在になっていた東京の扱いであった。結果的にも戦時中の一九四三年に東京都制が導入されることによって、その他五大都市の運動は終焉に向かい、一九五六年に政令指定都市制度（地方自治法（昭和二二年法律六七号）二五二条の一九以下）が導入されるまで逼塞を迫られることになったのである。一九一四年以降、大阪市助役・市長として二〇年以上にわたり「大大阪」の建設を進めた關一が立ち向かったのもこのような現実であり、彼はたとえば本来の専門であった都市計画という手法によって、あるいは郊外地域の合併によって、さらには道路整備の一環であるという主張によって地下鉄建設に一般財源の補助金を流用するといった相当に強引な手法を駆使することによって、意図的・自覚的に東京ないし官との距離を維持していこうとしたのだと評価することができよう。

砂原によれば、そこに見られるのは「東京とその他の大都市という対抗軸である。戦前の「大東京」形成と東京都制の施行から、東京は他の大都市と異なる特殊な自治体としての地位を与えられ、首都としての一極集中を進めてきた。他方で、その他の大都市はたしかに「政令指定都市」として他の市町村よりも相対的に多くの権限を移譲されたが、主要な財源は府県に奪われ、都市インフラの整備には国からの補助金を必要とした。結果として、世界的に見てもかなり巨大な東京都市圏が形成され、その他の大都市は相対的な地位を低下させていった」。そして「その趨勢は簡単には変わらない」。[27]

物理的な距離は絶対的なものではなく、それを維持・活用しようとする不断の意思によってのみ意味を持つようなものに過ぎないのではないだろうか。だとすれば「大阪の実学」を可能にする条件もまた、絶対的なものではないということになるだろう。もちろんたとえば地方自治体の財源や権限といった問題を取ってみれば、一九九三年以降の地方分権改革によってその拡大への潮流は揺るぎないものになっており、砂原も「さらなる地方分権化の進展とは、資源配分の実質

的な意思決定が東京以外の地方で行われることを志向するものになるだろう。そのときに、東京以外の大都市の役割が大きくなるのは明らかである」と主張している。[28] だが、事態はそれほど楽観的なものだろうか。

●時間距離関係の変化

東京ならざる地域の地位や姿勢が物理的な距離によって規定されていたということは、その持つ意味の変容によって当然に影響されるということを意味してもいるだろう。具体的に言えば、直線で約四〇〇キロメートル、たとえば東名高速道路経由の道のりでは五二三キロメートルという距離の移動に必要になる時間やコストが技術進歩により変化していくことの意味をどのように受け止めるかが、今後の大阪のあり方を考える上では重要な問いになるのではないかということである。

この距離がどのような時間へと変換されてきたかという経緯を、ここで確認しておこう。江戸時代後期、喜田川守貞が三都すなわち江戸・京・大坂の風俗・事物の違いを述べた『守貞漫稿』によれば、昼間のみに運行される通常の飛脚で江戸・大坂間の連絡をするためには片道約三〇日が必要だったという。さらに急ぐ通信を行なうために定飛脚と呼ばれる制度がのちに作られ、概ね六日間での連絡が可能になったし、さらに火急の用件に対しては「四日限仕立飛脚」と呼ばれる特別の急送便が用いられた。幕府が公用で用いる継飛脚が宿場ごとに担当者を変えながら継走し、大井川の川止めなどの規制を無視することができても江戸と京都のあいだでは七〇時間を要したというから、書状程度の情報の連絡であっても三日では収まらない程度の距離がそこにはあったと言うことができるだろう。

もちろん、さらに単純な情報のみであれば物理的媒体に固定することを可能な限り回避することでさらに高速で送る方法も存在するにはした。江戸中期以降、大坂で開かれていた米相場などの情報を各地に送るために利用された旗振り通信は、肉眼で見通せる程度の距離ごとに中継点を必要とし、晴れた日中にしか利用することができず、旗の動作で表わすことのできる程度の情報――典型的には米相場の上げ下げと値幅――しか伝えることはできなかったが、江戸までおそらく八時間程度での連絡が可能だっただろうと推定されている。[29] なお、他の地域に向けてはより短く、たとえば

広島までは三〇分程度のタイムラグに留まっているのに対して江戸への通信に時間を要した理由としては箱根の存在があり、見通すことのできない地形を飛脚によって中継したことがその要因と考えられる。ここでもつまり、距離が時間へと変換される関係を見て取ることができるだろう。

だがこのような二都の時間距離は、文明開化と技術進化によって急速に変容していくことになる。明治二六年（一八九三年）、大阪まで電話が開通したことによって旗振り通信は急速な衰退をはじめることになった。それに先立つ明治二二年（一八八九年）には東海道本線が全通し、新橋・神戸間を最短二〇時間五分で結んでいる。用事のある人間自体が移動することもこの時点以降、かつての書状よりはるかに短時間で可能になっているのである。その後このタイムラグも概ね順調な短縮を続け、昭和五年（一九三〇年）に運行を開始した特別特急「燕」は、同九年（一九三四年）のダイヤ改正でついに大阪までを八時間で結ぶことになった。さらに一九六四年には新幹線の登場により四時間・翌六五年には三時間一〇分へと半減し、東京から見た場合の大阪が日帰り出張圏へと包含されている。この時代が約二〇年続いたのち、一九九二年に「のぞみ」の運行開始で二時間三〇分、そこから約半世紀後の二〇四五年に期待されているリニア中央新幹線の大阪延伸が実現すればついに一時間七分となるだろう。時間を単位として測るならば東京から大阪の距離は約三〇年ごとに半減を続け、ついに郊外の位置へと到達することが展望されている、ということになるだろうか。

もちろんこの距離は、単に物理的な移動時間だけではなく比喩的に言えば視線の通りにくさ・近接していないことに由来する見えにくさやコミュニケーションの障害をも意味していただろう（旗振り通信が箱根の山を見通すことができなかったことを想起しよう）。この性格もまた、電子ネットワークと通信手段の発展により急速に失われつつあるように思われる。世界全体もまた急速なグローバライゼーションの進展によって一つの商業圏に統合される方向にあり、たとえばそれを統制する法のあり方についてもlex mercatoriaの形成や国際的ハーモナイゼーション、あるいは立法権力の国際的な集中などの変化を遂げつつある。[30]

もちろんそれが大きな反動の源泉にもなっており、

たとえばEU統一立法とは国民から乖離した「ユーロ官僚」（ユーロクラット）による支配ではないかとの批判（いわゆる「民主政の赤字」（Democratic Deficit）論）[31]のような形で噴出する傾向には注意する必要があるだろう。だがそれでも世界が全体としてグローバル・ヴィレッジへと縮小するとき、東京～大阪間の距離に意味はあるだろうか。それだけに依存して地域の特性を維持することは可能だろうか。

●大阪の未来と距離

橋下徹と大阪維新の会が提唱した「大阪都構想」もこのような背景から登場し、かつ「都市官僚制の論理」と「納税者の論理」という本来的にはトレードオフの関係にあるものを両立させることを狙うものだと、砂原は見通している。すなわち企業体としての大都市を全体として発展させることを意図する「都市官僚制の論理」においては、「政治家の強力なリーダーシップのもと、民間企業の手法を用いて大都市の事務を効率化し、都市インフラを整備して大都市の経済的な発展を導くことが強調される」[32]のに対し、その財源を提供する側である「納税者の論理」においては「特別区への分権や事業の民営化によって、大都市が一元的に行っていた事業を細分化し、支出と収入のバランスを強調する。厳しい効率化や廃止の圧力にさらされて、細分化された事業自体が不採算事業を抱える体力も限定されるだろう」[33]。「大阪都」という強力かつ統一的な行政体を確立することで実質的な自治能力を確保し、東京への距離を自覚的に維持することが、そこでは目指されているのかもしれない。

この点で、愛知の選択との対比には注目すべきではないだろうか。リニア中央新幹線がJR東海の独自財源で建設され、第二東名の全通も視野に置くなかで、愛知県・名古屋市は明確に東京との融合・一体化を志向しているように思われる。たとえば大村秀章知事自身も、リニア新幹線による東名間移動四〇分に乗り換え時間と鉄道移動四〇分を合わせて一時間半以内に移動できる「中京大都市圏」を愛知県に岐阜県南部・三重県北部・静岡県西部を加えることで形成し、首都圏と合わせて「人口五〇〇〇万人の大交流圏」にすることを提唱している[34]。愛知県が「リニア中央新幹線の開業後の二〇三〇年頃を展望し、二〇二〇年までに取り組むべき重点的な戦略を明らかにする」[35]ものと位置付

けている『あいちビジョン二〇二〇』においても、リニア開通によって懸念される首都圏へのストロー現象に対抗するためにも「この地域の強みである圧倒的なモノづくり産業の集積をベースにしながら、さらに技術力・開発力などを高めていくとともに、首都圏が持つ高度なサービス産業との連携を図りながら、リニア大交流圏の中での一大産業拠点としての役割を担っていく」ことが提唱されている。[36]

あえて言えば、東京という中心地と一体化し、その郊外、特に工業生産地としての役割を自覚的に引き受けようというのが愛知の戦略であり、かつそこで見据えられている対象は、たとえば以下のような文章からも明らかに示されているのではないかとも考えられる――「とりわけリニア中央新幹線が大阪まで開業する二〇四五年までの一八年間は、この地域がリニア大交流圏の西側の拠点となる」。[37] そこでは地域としての独自性、あるいは政治行政の現実と距離を取った実学＝サイヤンス的姿勢を断念してテクニークとしての実学へと専念していくことが、あるいは含意されているのかもしれない。

このような一体化・郊外戦略と対比したとき、大阪はどこへ向かうのだろうか。たとえばリニア延伸を促進し、名古屋と同様に東京の大いなる郊外として併合されていくことを選ぶのか、それとも独立性・独自性を意図的に維持・形成することでそれに対抗することを選択するのだろうか。大阪と実学というテーマからはこのように、地域の将来をめぐる問いが展望されることにもなるだろう。

（1）福澤諭吉「慶應義塾紀事」西川俊作・山内慶太（編）『福澤諭吉著作集　第五巻　学問之独立　慶應義塾之記』（慶應義塾大学出版会、二〇〇二年）五二―六九頁、六二頁。

（2）福澤諭吉「実学の必要」服部禮次郎（編）『福澤諭吉著作集　第一一巻　福翁百話』（慶應義塾大学出版会、二〇〇三年）八四―八五頁、八五頁。

（3）Julius von Kirchmann, *Die Wertlosigkeit der Jurisprudenz als Wissenschaft*, Verlag Julius Springer, 1848. 山田晟『法学』（東京大学出版会、一九五八年）四―五頁を参照。

（4）Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre: Einleitung in die rechtswissenschaftliche Problematik*, 1st Ed., Deuticke, 1934 (2nd Ed. 1960). 第二版の訳として、長尾龍一訳『純

粋法学〔第二版〕』（岩波書店、二〇一四年）。

（5） 川島武宜「科学としての法律学」『川島武宜著作集 第五巻』（岩波書店、一九八二年）二―六一頁（原著―『科学としての法律学〔新版〕』（弘文堂、一九六四年））。

（6） 来栖三郎「法の解釈と法律家」『私法』一一号（有斐閣、一九五四年）一六―二五頁（『来栖三郎著作集 1』（信山社、二〇〇四）七三―九〇頁所収）。

（7） 川島前掲、五〇頁。

（8） 川島前掲、五一頁。

（9） この点を批判し、価値体系選択の客観性を主張した論者に長谷川正安がいる。長谷川正安『憲法判例の研究』（勁草書房、一九五六年）。第一次法解釈論争とその再検討については、大屋雄裕『法解釈の言語哲学―クリプキから根元的規約主義へ』（勁草書房、二〇〇六年）一・三節を参照。

（10） H.L.A. Hart, *The Concept of Law*, 1st Ed., Clarendon Press, 1961. 初版の訳として矢崎光圀監訳『法の概念』（みすず書房、一九七六年）。二〇一二年にレスリー・グリーンの解説を付けて刊行された第三版の文献注を除く訳として、長谷部恭男訳『法の概念〔第三版〕』（筑摩書房、二〇一四年）がある。

（11） 法整備支援の現状と課題については、たとえば「特集・法整備支援の課題」『法律時報』一〇一七号（二〇〇九）、鮎京正訓『法整備支援とは何か』（名古屋大学出版会、二〇一一年）、香川孝三・金子由芳（編）『法整備支援論―制度構築の国際協力入門』（ミネルヴァ書房、二〇〇七年）を参照。国際支援の目標として重視されている「良い統治」（good governance）と法整備支援の関係については、松尾弘『良い統治と法の支配―開発法学の挑戦』（日本評論社、二〇〇九年）を参照。明治期以降の日本の立法経験を含めた法整備支援研究の必要性を指摘するものとしては大屋雄裕「法整備支援と日本の経験」松永典子・施光恒・吉岡斉（編）『「知の加工学」事始め―受容し、加工し、発信する日本の技法』（編集工房球、二〇一一年）一九二―二〇八頁、その理論的な問題点を指摘するものとしては大屋雄裕「法整備支援―立法システムの立ち上げ」西原博史（編）『立法学のフロンティア2 立法システムの再構築』（ナカニシヤ出版、二〇一四年）二三八―二五六頁がある。

（12） David M. Trubek, “The ‘Rule of Law’ in Development Assistance: Past, Present, and Future”, Yoshiharu Matsuura (ed.), *The Rule of Law in Development: Past, Present and Future*, CALE Books #2, Nagoya University, 2005, pp. 1-18, p. 1.

（13） 安田佳子「カンボジアにおける法整備と法の支配」『法学新報』一一二巻一・二号（中央大学法学会、二〇〇

五年）八四九―八八六頁、八七二頁。

（14）松本恒雄「カンボジア民法典の制定とその特色」『ジュリスト』一四〇六号（有斐閣、二〇一〇年）七九―八六頁。

（15）四本健二『カンボジア憲法論』（勁草書房、一九九九年）一六―二一頁。

（16）上原敏夫「カンボジア民事訴訟法典の成立―起草支援作業を振り返って」『ジュリスト』一三五八号（有斐閣、二〇〇八年）二六―三三頁。

（17）国際支援の正当化問題については、一般的に、グローバル・ジャスティスにおける主要問題の一つとして扱われている。たとえば、井上達夫『世界正義論』（筑摩書房、二〇一二年）を参照。

（18）ブルース・アッカーマンによる「憲法政治」論、あるいは長谷部恭男が展開したプリコミットメント論はいずれもこのような「人民の意思」の時間的長短がもたらす優劣関係を利用しようとしたものだと評価することができる。Bruce Ackerman, *We the People, vol.1 Foundations*, Harvard University Press, 1991, および長谷部恭男『憲法と平和を問いなおす』（筑摩書房、二〇〇四年）。

（19）国立国会図書館調査及び立法考査局『主要国の憲法改正手続』（二〇一四年）八頁・一一頁。

（20）司馬遼太郎「『花咲ける上方武士道』（連載予告）」『司馬遼太郎が考えたこと　第一巻　エッセイ1953. 10～1961. 10』（新潮社、二〇〇一年）一〇一―一〇二頁、一〇一頁。

（21）司馬遼太郎「大阪バカ」司馬前掲一一一―一一三頁、一一二頁。

（22）司馬前掲、一一三頁。

（23）渡邊忠司『町人の都 大阪物語―商都の風俗と歴史』（中央公論新社、一九九三年）、および藪田貫『武士の町大阪―「天下の台所」の侍たち』（中央公論新社、二〇一〇年）。

（24）司馬前掲、一一二頁。

（25）藪田前掲、二四四―二四五頁。

（26）砂原庸介『大阪―大都市は国家を超えるか』（中央公論新社、二〇一二年）。

（27）砂原前掲、一七五頁。

（28）砂原前掲、一七五―一七六頁。

（29）柴田昭彦『旗振り山』（ナカニシヤ出版、二〇〇六年）九頁。

（30）たとえば国民のあいだでも議論の多い共謀罪の導入が、国連総会で採択され・我が国もすでに署名した国際組織犯罪防止条約（Convention against Transnational Organized Crime, A/RES/55/25）を遵守するという理由で進められたことを考えれば、法整備支援における対象

国の場合と同様、標準化された・国際水準の立法の実現と国民の立法権力とが相克するという問題について考えざるを得ないだろう。大屋前掲（二〇一四年）を参照。

(31) 庄司克宏『EU法基礎編』（岩波書店、二〇〇三年）六一頁。

(32) 砂原前掲、二〇五頁。

(33) 砂原前掲、二〇六頁。

(34) 「あすの名駅(1)」日本経済新聞、二〇一四年三月八日。

(35) 愛知県『あいちビジョン二〇二〇』一頁。

(36) 愛知県前掲、八頁。

(37) 愛知県前掲、八頁。民の立場から編集された名古屋商工会議所「「リニア中央新幹線開業を見据えた当地の地域づくり」に関する提言」（二〇一三年三月）では、さらに露骨な筆致を見ることもできる――「リニア中央新幹線の終点が名古屋となっている期間をチャンスと捉えて、「西日本支店の立地を関西でなく当地域に」といった活動をする」（四頁）。